

社会福祉法人 有田川町社会福祉協議会
会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人有田川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条第3項に規定する本会の会員について定めることを目的とする。

(会 員)

第2条 会員は、社会福祉に関心を有し、本会の趣旨に賛同して入会した者で、次のとおりとする。

- (1) 一般会員（個人及び各世帯）
 - (2) 団体会員（団体・民協）
 - (3) 特別会員（篤志家・社会福祉関係機関等）
 - (4) 賛助会員（会社・事業所等）
- 2 会員となる場合は、入会申込書を本会会長に提出するものとする。
- 3 会員と認めるときは、会員証を交付する。ただし、会員証の発行は滅失の場合を除き1会員1回を限度とする。
- 4 会員（各世帯）は、会員に異動（死亡・転出）があった場合は、本会へ報告するものとする。
- 5 入会に係る手続きは、第2項から第4項の規定にかかわらず、本会会長がその必要がないと認めるときは省略することができる。

(会 費)

第3条 会員は、会費を納入するものとする。

2 会費は年額とし、次の各号のとおりとする。

- | | | |
|----------|------|--------|
| (1) 一般会費 | 年額1口 | 500円 |
| (2) 団体会費 | 年額1口 | 2,000円 |
| (3) 賛助会費 | 年額1口 | 2,000円 |

(会費の納入)

第4条 会費は、当該年度内に納入するものとする。

2 納入した会費は、過誤納の場合のほかは返還しないものとする。

(退会等)

第5条 会員は、次の場合は退会したものとする。

- (1) 死亡、転出した場合
- (2) 退会の申し出があった場合
- (3) その他

(補 則)

第6条 この規程に定めない事項については必要あるときは、本会会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。